

表2

表2 地研ではどのような試験検査を行うべきか。（回答：103カ所）

県型保健所

回答者：所長

意見	理由
ウイルス検査、病原微生物の遺伝子学的検査、農薬等の理化学検査、バイオセーフティーレベルの高い検査。	高度な技術や設備を必要とするので。
保健所ではできないような高度な技術機器等を使用する検査。また、頻度の少ない複雑検査。	データの信頼性、経済性等を考慮すれば、集中的に管理する方が良い。
高度な技術及び高性能な分析機器並びに特殊な検査室での試験検査。高分解GC/MSによる分析、PCR法を用いた検査、PFGE法による遺伝子解析等。	技術面及び設備面とも、保健所では対応不可。
①感染症法に係わる病原体検査、喀痰検査。 ②PCRによるウイルス検査（HIVなど）。③NBCテロに関わる理化学、微生物の検査（サリン、タブン、ソマン等）。	③迅速な分析により原因物質と特定することは、多くの人命を救うことになる。警察の科学捜査研究所との役割分担はあるが、健康危機管理の最前線としての保健所の役割を果たすためには必要である。
①HCでできない、もしくは（しない方がよい、する必要のない）もの（器材、技術、効率等の理由から）。②リアルタイムで結果を得る必要のないもの。③PCRを用いた検査、残留農薬、ダイオキシン等。	検査は人やお金等がかなり必要なので、効率も含め役割分担をきめる必要がある。
ウイルス検査。	コスト的に民間で実施しにくいから。
健康危機に係わる行政検査全般（食肉検査を除く）（病原体の同定、病原物質の同定・定量、環境化学物質の同定、定量）。	本県では保健所の検査機能が衛生研究所（衛生環境研究所）に集約されている。
アレルギー物質、遺伝子組み換え食品、PCR法を用いた検査（DNA）等保健所の行政検査で即対応できないもの。保健所の試験検査に役立つ検査法の調査研究。	得た技術、知識を保健所担当者に伝授する。
PCR法を用いた検査（HIVやHCVなどのウイルス学的検査）。	本県の場合、保健所の検査部内の集約化が進み、高度な検査や血液の生化学的な検査も、最早出来なくなりました（機器はあります）。
回答者：所長以外	
疫学調査に係る遺伝子解析。保健所で対応困難な検査。人体に危険を及ぼす検査（ダイオキシン、一類感染症等）。	食中毒や感染症の原因究明に必須。地域住民のニーズが多様化。バイオハザード等施設が整備されている。
現在、保健所で依頼する検査については全て対応されている（食品関係、検便、感染症ウイルス関係等）。	
専門的かつ高度な技術・設備を必要とする試験検査。迅速な検査。	費用・GLP・時間外の対応等の観点から。
①衛生検査全般。②RFLP検査等、集団感染対策上判断できる検査の実施。③その他健康危機関連の諸試験検査。	①当所に検査機能がなく、衛生研究所に集中化しているため。②集団発生事例及び個々に発生していても、地域が隣接していたりした場合の原因究明を明らかに出来るような検査が実施していけば、より具体的な対応が可能と考えられる。
PCR法、PFGE法を用いた分子疫学的解析など専門性の高い検査。専門性の高いもののみでなく、食品添加物など保健所で実施している項目についても試験検査を行って欲しい。	疫学解析により感染症の県内での動向を把握し、情報提供を行ってほしい。簡易な検査でも疑問等の生じた時指導できる様にして欲しい。
PCR法を用いた新しい病原微生物検査の同定検査。微量有害物質の検査・疫学的検査・クロスチェック検査。	現在における保健所の検査体制では対応できない。

表2

①食中毒調査において、原因物質の特定、原因経路などの究明の科学的数据としてPCR法等による遺伝子解析。②食品中の残留汚染物質(農薬・重金属・カビ毒等)のモニタリング検査。③食品中のアレルギー物質の定性・定量試験。	これらの試験は保健所内の設備・機器等では出来ないこと。また、技術的にも専門的知識と経験が必要なので。
CRを用いた検査。水質全項目検査。レジオネラ属菌、クリプトスボリジウム、アメーバ菌の検査。	検査精度の充実及び機器整備の観点から。
①民間検査機関では対応できない疾患の検査対応。②食品の成分規定検査。	①採算ベースに乗らない分野に専門性を發揮してほしい。②残留農薬・動物用医薬品など、新たに追加されるものが多くなるが、迅速に対応できることが望ましい。
健康危機発生時における検査。ノロウィルスなど突発的に発生した年には予算・人材等の不足が考えられるが対応して欲しい。	早期の原因究明のため。二次感染予防のため集団発生時には連絡するよう指導しているため。
平成16年4月1日から適用されている県試験検査業務運営要領の試験検査業務標準的分担表に基づき、保健所、衛生研究所が分担して試験検査業務を実施し、業務が円滑かつ効率的に実施されていることから、現時点においては、特に具体的に記載すべき試験検査はないと思われる。	本県は知事の意向により、研究に重点を置き、試験検査を行わない方向にある為
飲料水の汚染(細菌・化学物質)に関する対応要請に迅速かつ的確に対応する。	本県においても、災害が発生し、県民生活等に対する重大な影響を与える事態に対して行われる被害の発生予防・社会不安の解消を行う業務と考える(災害時対応)。
ダイオキシン類分析。SARS等のウイルス検査。疫学調査等のための遺伝子レベルの検査(例RFCP等)。	保健所の検査部門では実施できない、高度かつ、新しい検査を行うべき。
PCR法を用いたウイルス検査等、現状でも実施していますが、今後さらに充実強化される必要があると考えます。	行政需要が高まることが見込まれます。
結核患者の接触者から結核発病者が出て時に備え、県内全結核患者の菌株保存とRFLP検査をお願いしたい。	医療機関での2年間に及ぶ菌株の保管は困難であることと、公衆衛生上行政が行うべき内容と思われるから。
行政的に必要とされているものすべて対応して欲しい。民間の検査センターで不可なもの。	調査を行うにおいて結果が遅れることにより対応が遅れる。結果として被害が広がることもある。
PCR法を用いた検査。細菌検査(赤痢、腸チフス、食中毒菌など)。ウイルス検査(ノロウイルス、インフルエンザウイルスなど)。食品添加物検査; 残留農薬検査。毒劇物検査。温泉成分。	来年度より、各保健所には簡便な検査のみ残り、細菌の検査等も、県下2ヶ所に統一される。その2ヶ所の1ヶ所が衛生研究所となる。現場(保健所)で扱う事件等に対応する検査や、高度な熟練を必要とする検査、行政検査に対応するため。
電子顕微鏡等高度な技術機器を用いた検査、バイオハザード対策第P3実験室、放射線対応等の施設の構造設備を必要とする。	専門的な又は大型の機器は1ヶ所での使用が効率的である。バイオハザード等、検査員、研究員への健康被害の防止。
微量化学物質(環境ホルモン、ダイオキシン類)の分析。パルスフィールドゲル電気泳動法による遺伝子解析。	衛生研究所では専門的かつ高度な技術及び分析機器等を保有しているため。
ダイオキシン類分析など専門的かつ高度な技術や設備を必要とする試験検査。	保健所には上記試験検査を行う設備がないから。
一般の保健所で整備されていない機器を使用した検査(電子顕微鏡、リアルタイムPCR、ウイルス検査、パルスフィールド検査など)。	検査内容は目的別に分担すべきため。
特になし。	保健所と衛生研究所で検査を分担している。

表2

微生物検査（真菌、ウィルス検査）。理化学検査（残留農薬等の微量成分検査）。	PCR法検査機器、GCMS、LCMS等検査に高価で高質な精密機器を保健所で整備するのは不可能。
ある程度の検査はHCに集中すべき。	研究所の使命は研究にある。
①PCR法を用いた病原体の検査 ②GC/MS、LC/MS等の高度分析機器を用いた理化学検査 ③保健所では検査できない特殊な病原体の検査 ④病原体の最終同定検査（クロスチェック）	①②③高度な分析機器、マンパワー及び標準品（標準株）の整備等ランニングコスト面で集約化が必要な試験検査であるため。 ④高度な検査機器によるクロスチェックを必要とする検査であるため。
①大気中のトルマリン等有害物質の分析。 ②PCR法を用いた検査。③RFLP分析。	①シックハウス対策として必要、②③結核感染対策として必要、②その他の感染症対策として必要
各種細菌、ウィルスのPCRを用いた検査、組織培養を用いたウィルスの検査など。	保健所での検査で、すべて行なう事が困難なため。
PCR法を用いた検査及びウィルス検査等、より専門性を有し設備投資を要するもの。RFLP検査。農薬、ダイオキシン類等高度な専門知識及び精密分析機器を用いた分析。	各保健所単独で分析機器を備えるより、1ヶ所で集中して分析したほうがよい。保健所における結核菌検出は少くない。菌の同定に迅速性が必要。

政令指定都市型保健所

回答者：所長

細菌、ウイルス検査、PCR他遺伝子解析、大気分析（粉じんなども）、ダイオキシン他自治体として必要とされるもの。	市民の安全、安心にかかわる検査であると思われる。
水道法に基づく水質基準の検査。ガスマス等を利用した空気中の化学物質の検査。鼠属の同定及び薬剤感受性検査。家庭用品の試験検査。指定外添加物、新指定添加物、新たに規格基準が設定された農薬・動物性医薬品、有害有毒物質（カビ毒）などの検査。食中毒事件などの原因追及のための食中毒起因菌・ウィルスの同定。定量PCR法、質量分析法を用いた検査。	高い技術が要求される検査、あるいは保健所レベルでは不可能な検査を集中して実施すべき。また、集中実施により保健所への技術的アドバイスができる。
現在ほぼ集約できる検査は当市11保健所分、市衛生公害研究所でほとんど検査できるようになった（所長会「地域保険の強化に向けて」にそって）。	

回答者：所長以外

結核RFLP検査・ウイルス遺伝子検査・病原体PFGE。PCR法を用いた検査、ダイオキシン類検査、遺伝子組換え食品検査のほか、いわゆる健康食品の成分（基原種）分析、医薬品のホルモン分析などのより専門的、高度な試験調査。	感染症対策のバックデータとして遺伝子検査は重要である。健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応のため。
行政的に必要とされる、全ての試験検査に対応できるよう、量及び質の両面についての体制を充実してほしい。	保健所では、常に試験検査の結果に基づいて、行政指導や処分を行っているため。
新興感染症等、最新の検査も可能な限り行って欲しい。PCR法、LAMP法、遺伝子配列、各種ウィルスの抗体検査（中和抗体値も）。	鳥インフルエンザ等の発生が懸念され、危機管理上必要。
民間の試験検査機関では対応できない新興感染症対策をはじめ、様々な住民の健康危機事象に対し迅速かつ正確な試験検査を行う。	民間の試験検査機関で行える試験検査は効率性、経済性を考慮し、できるだけ民間に依頼すべきと考える。

表2

規格等の基準が定められている全ての物質に加え、健康への影響が指摘される各種の物質の検査を行うべきである。	健康被害のおそれがある事案については、行政の対応が厳しく求められるため。
ウィルス検査、血清抗体検査（HIV等）、細菌検査（レジオネラ等）。遺伝子組換食品などPCRを用いた検査。残留農薬・健康食品などGC-MS・LC-MSを用いた検査。	食品関係の簡易な試験検査は市場内検査所で行い、より高度な検査機器を用いて試験検査を行う衛生研究所との住み分けを図る。

市区型保健所（地研有）

回答者：所長

SARSコロナウイルス検査等。	保健所の検査施設ではできない検査をしてほしい。
食中毒検査・遺伝子組換食品・ダイオキシン・カビ毒・異物の鑑別等、高度な専門的検査技術を必要とするもの。区の試験所ではできない検査で、行政として必要なもの。例えば、結核菌のRFLPや細菌・ウィルスのシークエンス。	検査項目が多岐にわたり、区のレベルでは非効率であり、検査精度などのレベル維持のための負担が大きい。特殊な技術、高額な検査機器を必要とする。感染の拡大防止には、どのように広がっていったのかを把握する必要がある。

回答者：所長以外

ウィルス検査。	
PCR法を用いた試験検査。	検査結果が出るまで時間がかかりすぎる。
結核菌の遺伝子同定。ガスマス・液マス等最新機器による精度の高い検査。	
法令に基づく検査（食品成分規格検査等）。感染症における病原体検索等（集団感染症を含む）。HIV、性感染症に関する検査。	市民生活の安全、安心を確保する上で必要な検査項目を中心にして実施しています。
健康危機発生時における各種試験検査。	
PCR法を用いた検査。PFGEを用いた検査。水道法水質管理目標、設定項目中の農薬類などが測定可能な精度の高い検査。	遺伝子などの高度な手技を要する検査が必要であるため。法改正に迅速に対応できる試験検査が必要であるため。
公衆衛生（公害を含む）における、微生物学、生物学、理化学的検査。	検査人員・検査機器等を集中配置することにより、技能を集約し、業務を効率的に実施することが可能。
	当保健所では試験検査を実施していません。試験検査についてはすべて衛生研究所で対応しています。
疫病予防。食品・農薬。健康増進。	危機管理に関して迅速に対応できる試験検査の確立をお願いしたい。
ウィルス分析の充実。遺伝子分析（菌、ウィルス、毒素）の充実。各種菌・ウィルスの抗体の測定。	感染症発生動向調査（病原体）の充実。新興、再興感染症の対応。
A. 市区レベルの地研：定性PCR、GCMS等財政的に購入しうる機器で分析可能な検査（病原菌、ウィルス、残留農薬、抗菌性物質等、従来の検査よりも少し高度化した内容）。 B. 都道府県レベル：遺伝子組換え食品、ダイオキシン類分析、PCR法を用いたウィルス・感染症等の確定等、さらに高度な分析。	予算、人員配置の面から、自区内で最大限できる試験検査を、市・区レベルの研究所（試験所）で行い、都道府県レベルの研究所では、さらに高度な精度が要求される検査や健康危機管理上まれで、市・区レベルでは対応が困難な検査を行うべきと考える。

表2

市区型保健所（地研無）

回答者：所長

PFGE、ノロウイルスの確認試験。	当所単独では検査件数が少ない（費用対効果）。
遺伝子組換え食品検査、食物アレルゲン物質検査、水質検査、ウィルス検査、レジオネラ属検査、クリプトスパリジウム検査、居住環境検査。	行政対応に不可欠な検査で、保健所ごとの検査は経済効率が悪く、精度管理が困難なもの。
①毛髪などにPCR法の検査をしてほしい。 ②化学物質、細菌等を含む室内空気環境測定。	①苦情者と食品取扱者との関連で必要となる場合が予想されるので。 ②区検査係で対応できないが、今後必要とされる場合が予想されるので。

回答者：所長以外

保健所で行っていない行政試験、食品・水などの公定法（告示法）以外の試験のバリデーション。	保健所で実施することのできない試験（例：放射線等）。GLPにおける、バリデーションを実施する時間的制約や、試験法の開発などは困難である。
PCR検査、ウイルス分離検査、PFGEなどの解析による疫学調査が必要。	特別に培養系やコンタミネーションの予防が必要で小さなラボでは不十分。
PCR法を用いた検査等、比較的高度な設備を必要とする試験検査。	自保健所や医療機関では対応できないため。
PCR法を用いた検査、レベル3程度の菌の検査。	結核菌や外国由来の感染症病原菌やウイルスなどにすぐ対応出来る体制を整えてほしい。
①定量PCR法を用いた組換えDNA技術応用食品の検査。②感染症のアウトブレイク時の対応（全国、全県下に及ぶ大規模なもの）として、遺伝子解析までの検査。③混入異物の科学的分析	①加工食品についても検査が必要である。②広域的な検査が可能な機関である。③住民からの要望が多い。
高度な検査（ウイルス、細菌のPFGE、放射能、ダイオキシン、PCB等）、特殊技術を要する検査（原虫、寄生虫、昆虫、真菌等の同定）、検査法の開発に係わる検査（農薬、抗菌性物質、新興再興感染症等）	特殊な設備・器材あるいは、高度の知識・技術と経験が必要な検査については、市保健所における対応が困難であるため、県衛研に業務委託し、または、検査法の確立を待って技術伝達を受けることが適当と考えられる。
PCR法を用いた検査；電子顕微鏡を用いた検査、農薬等の分析。	検査をするに当たって検査件数が少なく、費用のかかる検査は、衛生研究所で行って欲しい。
都道府県衛生研究所と区市町村衛生試験室とは自ずと機能が異なる。都道府県型はPCR、最新の化学分析etcの機能を持つべき。また、24hrs対応も考慮すべき。	健康危機管理が今後公衆衛生の重要な柱となるから。区市レベルの衛生研究所では、上記機能に伴う精度管理が担保されない。
電子顕微鏡・組織培養・PCR法による微生物検査、ダイオキシン類の分析。	高度な設備や技術を要する検査を地方の拠点としてカバーできるようにするため。
遺伝子組み換え食品やアレルギー物質の確認検査（スクリーニング的な検査は保健所で）。シークエンス等。ダイオキシン類分析や化学物質の同定・確認検査。	高額な検査機器や試薬・標準品等の整備は保健所レベルでは難しい。広域的な対策が必要な場合の地域の科学的中枢機関と考えるため。
容器包装・家庭用品に関する検査。PCB・ダイオキシン類分析。残留農薬。HIV-ウエスタンブロット法。梅毒-FTABS法。感染症関連ウイルスおよび結核検査。	検体数が少ない。設備および機器などの準備・維持に多額の費用を要する。検査職員の指導・育成が困難である。
外部からの汚染を防ぐクリーンルーム、外部にダイオキシン類などが漏洩しないよう対策が必要な検査。検査室の入室制限を行い、菌株などの管理が適切に行う必要がある検査。検査法の確立していない検査。高度な技術を必要とする検査。	衛生研究所の役割と考えるため。

表2

<p>①ダイオキシン類分析。②PCB分析。③遺伝子組み換え食品の検査。④アレルギー食品の検査。⑤残留農薬の詳細な分析と同定。⑥分析困難な化合物の分析及び同定。⑦動物を扱う検査（ボツリヌス等）。⑧RFLP等による府下全域に関わる疫学的調査。⑨稀なウィルス性疾患の検査、P3施設を必要とする病原体（一類感染症等）の検査。など</p>	<p>中核市保健所単独では、全ての検査に対応できるように必要な高額機器を設置するのは財政的に困難である。特に残留農薬のポジティブリスト制施行を考えると数百種類の農薬・動物用医薬品等の標準品の購入、保管は保健所レベルでは無理である。また、使用後の廃棄についても十分な管理の元に行われる必要がある。高度な且つ特殊な検査に対応できるだけの人員配置、技術保持、情報収集は保健所より衛生研究所でないと難しい。頻度の少ない検査については、技術の維持、設備、試薬等の保持や管理、費用対効果などを考えると保健所では現実的に困難である。</p>
<p>ダイオキシン類。遺伝子組み換え食品等高度な技術。機器設備を必要とする試験検査。</p>	<p>政令市の保健所検査規模で整備するには、負担が大きく件数もないことから精度管理が難しく効率も悪いため。</p>
<p>原因究明の為のウィルス検査や、ボツリヌス等の細菌検査。</p>	<p>当保健所で検査出来ないより高度な技術、機器が必要な為。</p>
<p>感染症発生動向調査（インフルエンザ等のウィルス検査）。</p>	<p>インフルエンザの発生状況調査等は、広域的な情報が必要であり、又、迅速に対応すべき検査であるため。</p>
<p>原則として、所管の法令に基づく規格基準が定められている項目については、全て。また、衛生基準等に係る項目についても、状況に応じて行うべき。</p>	<p>試験検査に係る技術的指導を行うためには、原則として必要。</p>
<p>ウィルス検査。ダイオキシン類分析。遺伝子組み換え検査。アレルギー物質・フグ毒の検査。</p>	<p>高度な施設、機器が必要である。熟練を要する。</p>
<p>日常的な試験検査に加え、発生頻度の少ない、つつが虫病、ウェストナイルウィルス熱やNBCテロに使用される恐れのある項目の試験検査。</p>	<p>レファレンスセンターとしての役割を担うとともに、市保健所や付近の民間検査機関では試験検査不可能な項目についても実施すべきと考える。</p>
<p>ウィルスの検査、環境ホルモンの検査など。</p>	<p>高額な機器、設備、試薬を必要とする検査は、保健所検査室レベルでは予算措置が困難である。また、これらの検査は専門的知識、高度な技術が必要とされ、保健所の日常検査業務の中で、これらの習得は困難であるため。</p>
<p>市の保健所では出来ない高度な試験検査を行うべきである。遺伝子解析、ダイオキシン類、毒物の検査。</p>	<p>市の保健所では、予算設備等に限りがあるため、機器の導入を行なった場合、GLPで定める保守点検に要する費用が膨大となる。</p>
<p>遺伝子組換食品の検査。</p>	<p>高度な技術的判断が伴うため。</p>
<p>環境ホルモン分析。</p>	<p>保健所では困難な高度な機器整備が必要</p>
<p>遺伝子解析、ウィルス検査、パルスフィールド電気泳動</p>	<p>研究的な要素が高いので。</p>
<p>PCR法、パルスフィールド法など、高度な技術や設備を必要とし、市では人的にも財政的にも負担の大きい項目。</p>	<p>保健所の検査施設と地方衛生研究所のそれぞれ検査目的を考えた場合、保健所では公衆衛生上危害の生じる疑いのあるものを広くかつ迅速に選別する検査を実施する。さらにその選別したものの中から、衛生研究所がより高度な技術や設備を使用する精密な検査を実施し、それを最終的な検査結果とすることが、人的にも財政的にも効率的であると考えるため。</p>
<p>遺伝子組換作物の検査。</p>	<p>高額機器を使用する検査。稀にしかない検査（年間数検しか需要がない）。基準物質が入手困難な物。</p>

表2

①カビ毒、残留農薬、食品のアレルギー物質、容器包装、遺伝子組換え食品。②PCR等、ダイオキシン類、SARS等同定検査（ウィルス検査を含む）、RFLP、クオンティフェロン検査。	検査単価が高いもの、区保健所の機器では検査できないもの、検査数があまり多くなく試薬購入をすると無駄が多くなるもの、高度な技術を要するもの、精度管理が困難なものなどについては研究所で実施した方が、検査の正確性・効率性などの面でより合理的である。
高度な技術を必要とする機器（LC-MS、GC-MS）等を用いた確認検査。単一の保健所区域で実施する程の検査件数がないもの。先行的な試験検査。	区単独では費用対効果の面から導入が困難であるため。
①一般的な検査。 ②高度な分析技術・高額な分析装置・特殊な実験室を要する検査。 ③先行検査。	①一般的な検査を行う中で保健所への情報提供が可能となる。 ②保健所では対応が困難。 ③健康被害を未然に防ぐ。
生態系の維持共存に関する調査研究。感染症発生予防に関する調査研究。	生態系のメカニズムに危機が叫ばれています。共生の実現には調査研究は不可欠です。急速な国際化に伴い感染症対策も従来法では限界があると思われます。
PFGE法等を用いた遺伝子型別検査。ウィルス検査（NoroVirus等）。農薬分析。	備品の整備、人員の確保が困難
PCR法を用いた検査、放射性物質検査、RNAの核酸増幅法を用いた検査、ダイオキシン類分析、輸入食品検査、遺伝子組換え検査、残留農薬、シックハウス症候群他化学物質過敏症に関する検査	区の試験所で対応困難な検査をお願いしたい。
残留農薬等。	保健所で、効率および精度から、対応不可能な検査について実施をお願いしたいので。
ダイオキシン類分析、農薬（大部分）、化粧品、医薬品、動物用医薬品（大部分）、ウィルス（分離試験、遺伝子検査）など。	件数の少ない検査、高額な機器を使用する検査を行う。食中毒検査については2次的なものについては保健所で実施している。（PCR法を用いた検査は、細菌検査の基礎的な部分になってきているので一部導入を考えていく必要があるのでは。）
アレルギー物質。遺伝子組換え食品。	消費者ニーズによる。
①食品衛生法の食品、添加物等の規格基準に収載してある検査。②水道法の水質基準項目のうち少なくてても50項目検査。③遺伝子組換食品の検査。④ダイオキシン類分析。	①分析方法等が確立していない検査に対してよりよい方法を開発するのは地方衛生研究所の役割であると考える。②今まで通り、食品中の有害物質のチェック・表示違反の指導のために、試験検査を行うべきである。③都民の健康で快適な生活の向上に寄与してほしい。
PCR、GC-MSを使用して行う検査。	高額な検査機器の購入が難しくなってきている。又、これらの機器を使用する検査は、件数が少ないので委託したいと考える。
アレルギー物質、遺伝子組換食品、ダイオキシン類の分析、食中毒・感染症の原因物質、その他時の話題に相応しい検査。	住民に迅速で確実な情報を提供する必要があるため。
異物の鑑別・同定（毛髪など）。	違反・苦情の原因追及、消費者への説明等。
①微生物検査における遺伝子配列の解析等を用いた広域的な疫学調査。②理化学検査における高額な機器を使用する確認検査。	①広範囲な情報を整理し関連付けるためには、一保健所より都道府県レベル以上の試験検査機関で行うほうが効率的である。②保健所に全ての機器を整備し、稼動させるのは非効率だから。

表3

表3 地研の試験検査に何を期待するか。（回答：106カ所）

県型保健所

回答者：所長

意見	理由
感染症（原因不明）等の発生時に必要な検査項目や検体採取に関する助言を含めて、技術的な支援を期待している。検査については正確性、必要に応じて保健所検査のダブルチェック機能。	スーパーバイザー的機能を期待しているので。
迅速性、正確性、技術的な支援。	行政処分等を的確に行うときの科学的根拠とするために迅速かつ正確なデータが必要である。
検査の正確性・迅速性、技術的な支援。危機管理への対応能力。	技術・設備面で県下の最高機関。
①民間検査機関の精度管理。 ②検査の迅速性・正確性。	①民間の検査機関での結果が問題のある事例を経験した。②生活環境安全課が必要とする検査は規格基準等のチェックや食中毒等の原因調査に必要な時が主である。法の遵守、事件の拡大防止のためには迅速性、正確性が極めて重要。
質の担保（他で行った検査の確認）。技術的支援。	重要な検査はダブルチェックが必要である。
検査の迅速性と正確性。	行政検査として最低限求められる内容だから。
①正確性。②迅速性。③結果の解析。④他の地衛研や国立機関との共同検査体制。	①行政検査として正確性であることが求められる。 ②事件、事案への対応がスピードを求めている。 ③対応策を考える上で、様々な視点で解析をする必要がある。 ④レファレンス機能を含め、単独であらゆる機能を持つことは不可能。
例記に示されている事項に加え、保健所検査で不明確なことや判断に迷う等の事例に対する適切なバックアップ（本県では連携が非常に良いと考えている）。	検査の危機管理の上で重要なことである。
検査の迅速性、正確性、技術的な支援。	食中毒の時など、EBMに基づく早期対応が求められる為。

回答者：所長以外

検査の迅速性・正確性・結果の解釈。技術的な支援。共同検査体制の確立。	
迅速性・正確性。	健康被害の拡大防止や、行政処分が関わる場合もあることから迅速で正確な検査が必要と考える。
感染症に伴う検査の迅速性。試験検査に不可欠な標準株、標本等の提供などによる技術的な支援。	
検査の迅速性、正確性（精度管理）、結果の解釈、技術的支援、試験検査を通じた調査研究。	食中毒等の調査、収去、検査では、何よりも検査の正確性、迅速性が求められる。より専門的検査実施の結果の解釈については、具体的な指示を受けたい。積極的な疫学調査を実施する場合、必要に応じ、技術的支援体制の整備が必要である。

表3

検査の迅速性、正確性（精度管理）、結果の解釈、技術的支援、試験検査を通した調査研究。	食中毒等の調査、収集、検査では、何よりも検査の正確性、迅速性が求められる。より専門的検査実施の結果の解釈については、具体的な指示を受けたい。積極的な疫学調査を実施する場合、必要に応じ、技術的支援体制の整備が必要である。
①検査の迅速性に期待します。②技術的な支援及び学術資料の提供に期待します。	①検査結果をより早く依頼者に報告し活用してもらうため。②より高度な技術と知識を得たい。
検査の迅速性、正確性。	得られた検査結果（科学的裏付け）で行政判断が行われる場合があるため。
共同検査体制の確立。技術的な支援。結果の解釈	検査精度の充実。検査中核保健所の補完。施設監視時等の検体の迅速な処理。
①フィールドを活用しての生活に密着した調査・研究の実施。行政検査においては、正確性とともにによりいっそうの迅速性。	①地方自治体における試験研究機関という位置づけと考えるから。②検査結果において不適となった場合、行政処分を速やかに行う必要がある。
技術的な支援。	検査精度の向上を図るために、研修及び指導の回数を増やし、保健所職員の技術支援が必要。
検査の迅速性・正確性・結果の解釈・技術的な支援。	健康危機発生時の対応に役立てるため。
期待しない。	
問2と同様にほぼ満足している現状であることから、具体的に記載すべきことは無い。	
技術的な支援の取り組みが必要（良きアドバイザー）。	食品検査（理化学）の相談窓口がない。
技術的な支援、結果の解釈支援、新しい検査法の開発。	保健所等の現場の検査部門が、より迅速、より正確な検査業務が進められるような支援、開発が必要。
現状でも対応いただいているが、緊急時の受け入れ体制の強化が望まれます。	事故発生時の原因究明体制の強化。
検査の迅速性・正確性。	正確な検査結果を早期に返して頂くことにより、その後の防疫体制が大きく左右される。
調査研究のみならず、健康危機管理を観点におき、行政的対応が必要である場合、緊急かつ迅速に大規模的対応できるものであって欲しい。また情報についてももっと流すようにできたら良い。	保健所の人員削減等により、とても検査まで対応できないこと。最近の検査情報についてその施設の設備にもよるが、保健所レベルではなかなか対応できるものでない（遺伝子検査など）。世間の要望が高度専門的迅速性であること。など
検査の迅速性・正確性。	来年度から従来保健所が実施していた検査を来年度から衛生研究所で実施するため。
広域的な食中毒対策事業（ノロウィルスなど）、ウィルス検査などの共同検査体制の確立。原因不明物質の検出、結果の解釈及び対策のアドバイス。迅速・正確な検査法の確立。広域的連携及び協力。	ウィルス性食中毒への対策が必要と思われるため。現代原因不明の危機が多い原因物質の探求は、試験室では出来ない。事案発生時の対応は、少しでも早く正確な結果が必要。
技術的な支援。	保健所の検査技術の精度確保のため。
技術的な支援、共同検査体制の確立など。	市の保健所では、予算設備等に限りがあるため。

表3

最新技術の提供や支援。	保健所では情報が乏しいため。
検査の正確性、迅速性、結果の解釈、技術的支援。	食品検査で規格基準違反で製品回収等の処置及び指導する上で正確性は勿論、迅速性が必要である。
迅速性、正確性、結果の解釈等を含む精度の確立。ダイオキシン検査体制の維持システムの確立。	当県の衛生研究所では、ダイオキシン検査が実施できる体制が整備されているが、今後この体制の維持が必要。
検査結果が正確で迅速なこと。保健所検査員の技術研修。	
HCで出来ない高度な検査（研究も含めて）。	ウィルス、高度なPCR等。
①高度分析機器や特殊分析技能を必要とする県内最高水準の試験検査。 ②高度検査機器による迅速・正確な試験検査（多成分一括分析を含む）。 ③検査法等に関する技術的な支援。 ④地域に応じた先進的な取り組み。	①新興感染症対策や微量規制物資の分析に対応できる高度な試験検査が求められる。 ②高度分析危機やマンパワーを駆使した迅速かつ正確な分析結果が必要である。 ③常により精度の高い技術の習得が必要であることから、必要に応じて技術支援が必要である。 ④地域の実情に応じた対応方法を研究する必要がある。
①検査の迅速性・正確性。②技術的な支援（精度管理）。	①行政依頼の試験検査については、行政処分を伴うものであるため。また、健康危機発生時にも迅速な対応が求められる。②地方における中核的な試験研究機関として、民間も含めた検査機関全体の精度管理が必要。
検査の迅速性、技術的な支援。	保健所では一人体制で業務を行なっており、いざという時の技術的な支援がほしい。
検査の迅速性・正確性。データの解釈及び助言等。	高度分析機関の衛研として、データの正確性は当然ながら、蓄積したデータ等との比較など、保健所ではできない箇所をカバーして欲しい。感染症発生時に拡大防止を図るうえで重要である。ただし、現状にはなんら不満はない。

政令指定都市型保健所

回答者：所長

検査の迅速性・正確性・結果の解釈、技術的な支援、共同検査体制の確立など。	保健所としては食品衛生法などにのっとり行政処分をする以上検査結果に誤りは許されない。又迅速正確な措置・対応を（健康危機に関して）行う際には迅速性、融通性、解釈の仕方なども重要である。
保健所等への技術的な支援；保健所等との共同検査体制。試験検査に関する国内外の動向や情報の収集と発信。	分析レベルがますます向上、複雑化しており、技術的な支援、アドバイスが必要。フィールドは保健所で確保することが多く、必要な時・場所での共同検査ができる体制があればより的確な現状把握が可能になる。検査の実施には、国内外の動向や情報が参考となる。学会や会議を通じ、これら情報に触れる機会の多い衛生研究所が情報を統括的に収集し、発信する役割を期待。
もちろん迅速性、正確性（そのためには、保健所からも何のための検査か、被験者の情報等の情報交換の手立ての確立必要）。	

表3

回答者：所長以外	
①細菌、ウィルス検査におけるP3実験室の整備。②検査項目の多様性、検査の迅速及び正確性並びに多数検体の処理。	①業務水準の向上が必要。②迅速な行政対応のため。
特に検査の迅速性・正確性。結果の解釈、技術的な支援、共同検査体制の確立。	試験検査の結果を基に行政処分等を行うため。
①検査の正確性は必須。結果についての解釈も重要。 ②検査の迅速性と正確性。できれば検体数が多くても処理できるキャパシティー。	①飲料水やレジオネラ属菌の行政検査においては、結果により施設の休停止を命ずることもあり、事業者側の検査と同等以上の精度が必要となる。また、事業者側が提出するデータと値が異なっている場合、異なる理由についての説明も必要。 ②迅速な行政対応上必要。Outbreakが続いたときに、キャパシティーが小さいために検査の実施や結果の判明は遅れると対策も遅れてしまう。危機管理上必要。
民間の試験検査機関では対応できない新興感染症対策をはじめ、様々な住民の健康危機事象に対し迅速かつ正確な試験検査を行う。	民間の試験検査機関で行える試験検査は効率性、経済性を考慮し、できるだけ民間に依頼すべきと考える。
検査の迅速性・正確性・信頼性。	計画的な試験検査は、外部委託でもできるが、緊急時には、融通の利く対応が必要となるため（迅速性）。市民の相談や業者指導において、信頼のあるデータが必要であるため（正確性、信頼性）。
技術的な指導。検査の正確性。共同検査体制の確立。検査結果の解釈。	食の安全性に関し、試験検査の項目やその結果について市民（消費者）の注目度は高い。特に昨年の食品衛生法改正以後は結果公表が義務づけられたこともあり、市民の要望に答えられる試験検査体制の充実に期待する。

市区型保健所（地研有）

回答者：所長

PFGE	衛生研究所のネットワークを生かした検査。
検査に関しての専門知識は、保健所には必ずしもないでの、検査結果等についてどう考えたらいいのか教えていただきたい。重ねて、正確性・迅速性についてはあらためてお願ひします。	検査の正確性・迅速性が確保できないと、その後の行政運営に支障を来すこととなるので。区の試験所でも検査を行うが、事例の少ないものについては、正確性を確保するため、衛生研究所の支援は欠かすことができない。

回答者：所長以外

検査の迅速性・正確性・結果の解釈・技術的な支援。	
検査の迅速性。	検査結果が出るまでに時間がかかりすぎる。
検査の迅速性・正確性。	
検査の迅速性、正確性、共同検査体制の確立。	健康危機に迅速に対応できるように。
検査の迅速性・正確性・結果の解釈。	行政対応を図るうえで早急かつ必要であると考えるため。
検査の迅速性・正確性。検査結果のデータベース化。結果の解釈。	市民サービス向上のため、検査の迅速性、正確性が必要であるため。検査結果をデータベース化することにより、検査機関と行政とがデータを共有し、より一層、結果の解釈を行うことができる。

表3

正確性・公平性。	衛生研究所のデータにより行政指導を行うために公平で中立の立場が、必ず求められる。
検査を365日、迅速・正確に実施すること。	感染症・食中毒等は、日時を選ばず発生し、被害拡大防止のため、素早い対応が求められるため。
検査の迅速性・正確性。	食中毒等の健康被害の拡大を防止するには、迅速な原因究明が必要であるため。
検査の迅速性、正確性。	危機管理に対応するため。
精度・正確性の向上、迅速な対応、特異な事例などの結果の解釈支援。	感染症の新興感染症の増大に伴った検査全体の充実の必要がある。
A. 市・区レベルの地研： 検査の迅速性、正確性、結果の解釈に役立つ関連情報、危機管理時の的確で迅速な対応。 B. 都道府県レベル： 危機管理時の的確で迅速な対応、技術的支援、危機管理時の連携と役割分担の体制づくり。	A. 市・区レベルの地研： 住民にとって身近な試験検査機関として情報を適時的確に提供し、行政対応を支援したり、直接的に住民の要望に答える。 B. 都道府県レベル： 市・区でカバーできないものや、規模が大きく他の自治体にまたがる危機管理時の対応など、リーダーシップを發揮し、とりまとめと分担実施の指揮をとる。

市区型保健所（地研無）

回答者：所長

検査の迅速性。	食中毒事件における行政処分を迅速に行う必要がある。
迅速性、正確性、技術支援、最新の検査方法。	時代に即応した検査を期待。
検査の迅速性。	住民の要求が厳しくなり、現場では速やかな回答、対応が求められることが多い。

回答者：所長以外

技術的な支援、共同検査体制、研修。	新たに告示法等が示されても、研修等の機会がないため、試験法を導入することができない。検査技術の研鑽するためには、衛生研究所が不可欠である。
検査の迅速性、正確性。	正確性についてある意味でブラックボックスであり、精度管理の情報が乏しい。
検査の迅速性、正確性、事件発生時の対応支援、技術的な支援。	保健所が迅速、的確な対応する為の重要な情報となるため。検査結果については、状況に応じて電話連絡、FAX等により、速やかに報告してほしい。残留農薬などの検査技術について定期的に指導願いたい。
検査方法の改善。	新しい食品添加物については、HPLCやGCマスを用いたものが出ており、旧種類のものについては、昔の方法としか思えないものもあり、検討して技術研修会などを開催して教えてほしい。
感染症のアウトブレイク時の共同検査体制の確立。サーベランス事業（共同検査）の企画。技術的・学術的支援。異物の鑑定。	技術的、学術的にも高い技術を支援、普及してもらいたい。

表3

①高度な専門性（市ができない検査を実施してくれること）。②技術的な支援（検査法の実務研修の開催等）。	市保健所は検査要員の数や設備・器材の整備状況が小規模であり、研衛研の指導・支援の下で、住民ニーズに密着した行政サービスを提供してゆくことが効率的であるから。
技術的な支援、共同検査体制の確立、情報提供など。	技術的な支援に関して、衛生研究所は多くの新しい技術、情報を入手しているので、支援して欲しい。又共同検査体制の確立に関しては、リーダーシップをとる機関として、衛生研究所が妥当だと考える。
検査の迅速性・正確性。技術的支援。結果の解釈。	保健所の機能強化のため。
検査の迅速性・正確性・結果の解釈・技術的な支援。新検査方法の情報及び技術伝達。	県と市というように行政区分があっても、危機管理にスムーズに対応できるようにする。結果の解釈の仕方等についても意見交換して、行政判断を誤ることのないようにする。試験検査法について、時代に応じた行政検査への導入を行う。
保健所検査結果についての解釈、科学的根拠の裏づけ。スクリーニング検査（迅速検査法）の開発。技術研修も含めた精度管理指導。	保健所の試験検査は現場調査である。全県的な観点からの結果の解釈等、公衆衛生政策に反映できる情報の取りまとめを期待している。
検査の迅速性・正確性。共同検査体制の確立。共同検査研修の実施。検査結果判断時の助言。	多種類の検査項目に対応しており、設備が充実している。また、高度な技術を持った職員が常時在籍しており、組織としての実績を保有している。研究や協議会などから情報を得ることができ、国や他の都道府県からの情報も豊富であるため。
共同検査体制の確立。	各自治体が独自に検査するのではなく、高額機器や技術を共有できれば、全体的なコストダウンにつながるため。
①県を超えた共同検査体制の確立。②技術的な支援。	①行政改革、人員削減、予算削減は、行政、保健所試験検査、衛生研究所も共通のテーマである。衛生行政としては、科学的データに基づく指導が不可欠である。SARS消毒では、台所用洗剤の利用が示され、住民にとって利用しやすい方法となっていた。 ②他方、ノロウィルスの吐物清拭消毒で、1,000ppmの塩素消毒が示された。これは、現場では、極めて難しい消毒法であり、現場の実情に即した消毒法を検討する必要がある。このような事項を調査研究し、研究成果を行政を通じて、住民に還元することが求められており、衛生研究所間の連携を強化
①技術的な支援（必要な検査項目に関する研修等の技術指導、検査途上で疑義が生じた場合の相談、指導等）。②大阪府下の細菌・ウィルスの検出情報の公開。③高度な検査の受け入れ態勢。④疑わしい化学物質の正確な同定など検査の正確性。	一市だけでは、情報の不足が生じるので、衛生研究所からの情報公開を期待する。 保健所の検査では対応できないような高い技術レベルを期待する。また、保健所で実施できないような検査を引き受け実施していただきたい。
保健所令市、中核市等保健所検査機関と検査業務の役割分担、技術的支援。	保健衛生に係る検査業務は非常に広範囲にわたり、小規模で検査員の少ない中核市等で全てに対応するのは不可能で、府県の衛生研究所との役割分担、技術協力が不可欠である。

表3

技術的な支援や共同検査体制の確立。	①感染症や食中毒等の原因究明の為。②検査精度等の向上の為には技術的な支援を必要とする。
残留農薬、アレルギー物質等の高度な検査の技術的支援。市・県との検査体制の役割分担。	当保健所は、開所3年しか経過しておらず、上記高度な検査は県衛生研究所に依頼している現状にあり、今後市で実施する場合に、技術支援が必要となる。
技術的な指導・助言・支援。	当保健所の検査課としては、将来に向けて、更なる整備・充実が待たれているため。
検査の迅速性・正確性・結果の解釈、技術的な支援、共同検査体制の確立。	高度な施設、機器を備えており、経験も豊富で信頼できる。
検査の正確性、結果の解釈、技術的な支援。	市保健所では検査実績の少ない項目に対する信頼性を確保する。
検査方法に関する情報の提供、技術的指導。標準品及び標準株の提供。	保健所検査職員の質の向上のため。検査精度向上のため。
中核市との役割分担の明確化。	中核市は県都である市とそうでない市では財政的なレベル差があるため。
技術的な支援。	新たな検査を行う場合、国からの通知や文献等だけでは情報不足の面があり、直接的なアドバイスが必要。
結果の解釈。技術的な支援。情報の提供。	国が行なう研修（ノロウィルス検査）には、受講資格に制約があり、市独自の衛生研究所がない中核市保健所検査係は地方衛生研究所に研修を依頼している。
共同検査体制の確立（役割分担の明確化）。検査の正確性、検査結果の公証能力。	中核市の場合、衛生研究所を単独で持つことが困難であり、検査業務を市ののみで完結できない。そのため、県（衛生研究所）との役割分担を明確にすることが重要ではないかと考える。また、衛生研究所の検査だけに限らず保健所の検査も併せて、精度管理及び測定方法の共通化（公的法化）が必要と考えるため。
検査の正確性、技術的な支援。	人員の少ない検査室で専門性を保つのが難しい点がある。区保健所では所有する機器が少なく検査項目に限りがあるため。
①検査の概要及び結果の解釈等に関する資料。 ②調査の迅速性・正確性、技術的な支援、共同検査体制の確立。 ③検査料金の低廉化。	①検査の概要及び結果の解釈等に直接携わっていないため、検査結果の評価時に参考とする検査関連資料が不足して、調査にかなりの時間を要する場合が度々あるため。 ②的確な行政判断を行なうためには、迅速・正確な検査結果が不可欠であるため。 ③民間に比し高いため。
技術的な支援。	検査技術の進歩は日進月歩であることや新しい衛生に関する問題が次々に発生していること。
保健所の検査部門としては、情報の提供、研修（技術的な支援）。	保健所よりも検査の対応範囲が広く専門性があるので、検査に関する不明な点を解消できる。

表3

地域に於ける公衆衛生推進の指針と政策・手法の提供。広域情報の収集・分析・解析及び情報提供。先行情報の提供。地域間における連携の強化及び支援、技術研修・指導。	地域の公衆衛生の牽引機関であり要です。
研修を通じた技術伝達。外部精度管理。様々な情報提供。	
検査の正確性・迅速性・結果の解釈の解釈についてのコメント。技術的な支援（研修、研究を含む）。共同検査体制の構築、情報収集と迅速な伝達。	健康危機管理のサポートを望む。
技術的な支援。共同検査体制の確立。	効率および精度から、保健所で対応不可能な検査について対応をお願いしたい。
技術的な支援をお願いします。また区の検査と重なる部分については、共同検査体制（マニュアル作り）の確立をお願いします。	検査に疑問等を感じた時、貴所に問い合わせている現状です。また、新たな試験項目についても研修をお願いします。検査は都区一体で行っているので、共同検査体制の確立をより一層お願いします。
技術的な支援、共同検査体制、研修情報の提供、正確性。	検査の技術や検査方法は日々進歩している。新しい技術の取得や方法などの伝達は重要である。また、検査等に関する双方の情報連携も必要である。さらに健康危機等への対応には共同体制の確立が必要である。正確性＝信頼性である。
衛生研究所がリーダーシップをとって技術的な支援。情報提供や新しい検査法の伝授をお願いしたい。共同検査体制の確立。	広範囲で新しい情報や資料・意識が得られる。区の検査における分析機器や人件費が減少している状況がある。各区で最終確認までできない場合、その部分だけ（例えばGC/MS・LC/MS測定）検査を委託するシステムがあれば、区の検査項目も増やすことができる。
技術的な支援。	細菌検査で、典型的な性状からはずれ判断に悩む時。GC-MSなどで同定が必要になった時。
検査の迅速性と正確性、新技術の導入と支援、結果の解釈。	検査を受けた人に対して早く結果を通知するため。保健所に対して、ハード・ソフトの両面から支援する組織であってほしいため。
検査の正確性・迅速性。	行政処分等に関わるため。
①技術的な支援。特に検査方法についての問い合わせに迅速に回答してほしい。②共同して行う精度管理体制の継続。③違反事例や疑問のある検査についての確認検査。	違反事例では都・区の協定でダブルチェック検査が行われているが、検査室サイドの意思での確認検査が臨機応変に依頼できる体制が望ましい。

表4-1、表4-2、表4-3

[地研との共同調査研究]

表4-1 保健所と地研との共同調査研究の実施状況（平成13～15年度）

回答：110カ所

保健所区分 共同研究の実施状況	県型	政令指定都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	合計
1 実施した	15	6	8	8	37
2 実施しなかった	26	2	6	36	70
3 その他	0	1	0	2	3
合計	41	9	14	46	110

その他欄記載事項：[政令指定都市型] ①保健所と衛生研究所の協力により感染症発生動向調査を実施している。

表4-2 共同調査研究の実施部門とその保健所の数（複数回答可）

保健所区分 実施部門	県型	政令指定都市型	市区型（地研有）	市区型（地研無）	合計
感染症関連	8	5	1	6	20
食品関連	5	4	4	3	16
生活衛生関連 (環境衛生など)	6	3	3	2	14
公衆衛生関連 (疫学・生活習慣 病対策など)	2	1	1	2	6
その他	2	0	1	0	3

感染症、公衆衛生関連記載事項：[県型] ①レジオネラ菌対策、腸管出血性大腸菌感染症、カンピロバクター食中毒、②保育園でのインフルエンザ調査、③検出された菌株等のDNA検査による菌の分布等の調査、④結核及び腸管系感染症、及び修景水のレジオネラに関する調査

[市区型（地研無）] ①動物のE型肝炎ウイルス保有状況調査

その他欄記載事項：[県型] ①レジオネラ検査、消毒副生成物、他、②空中花粉飛散量調査

[市区型（地研有）] ①ウイルソン病のスクリーニング（尿検査）

表4-3 共同調査研究の実施部門の組合せとその保健所の数

共同調査研究項目	実施の組合せ（○印：実施）													
感染症関連	○	○	○	○	○	○								
食品関連		○	○	○			○	○	○					
生活衛生関連			○		○			○	○	○	○			
公衆衛生関連				○		○			○			○		
その他											○		○	
保健所区分	組合せに対する保健所の数													
県型	5	1	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1
政令指定都市型	1	1	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
市区型（地研有）	0	0	0	1	0	0	2	1	0	2	0	0	0	1
市区型（地研無）	3	1	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0
合計	9	3	3	2	2	1	3	4	1	3	1	2	2	

無回答：1

表5-1、表5-2

表5-1 今後の保健所と地研との共同調査研究のあり方（複数回答可）

回答：110カ所

保健所区分 あり方	県型	政令指定都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	合計
1 保健所が企画する調査研究に地研が参加する。	13	4	1	4	22
2 地研が企画する調査研究に保健所が参加する。	16	3	1	13	33
3 必要に応じて共同研究を行う。	37	7	14	34	92
4 地研との共同研究は必要としない。	0	1	1	3	5
5 その他	2	0	0	3	5

その他記載欄記載事項

[県型] ①衛生研究所と各保健所（9ヶ所）との共同調査研究。②本府との共同研究はあるが、保健所単独との共同研究はない。

[市区型(地研無)] ①必要と思うが当分の間は対応困難。②市（中核市）としては、衛生研究所を設置していないなく、今後、衛生研究所レベルでの調査研究事業を市として企画した場合には、県衛生研究所の協力を求めていかなければならない。また、県衛生研究所が企画する調査研究について、市として公衆衛生上の見地から有益と認められれば、積極的に市（保健所）として参加していくこととしている。③保健所レベルで協力できるものがあれば参加したい。

表5-2 共同調査研究のあり方の選択項目の組合せとその保健所の数

共同調査研究のあり方	選択項目の組合せ（○印：選択）									
1. 保健所が企画する調査研究に地研が参加する。	○	○	○	○						
2. 地研が企画する調査研究に保健所が参加する。		○	○		○	○				
3. 必要に応じて共同研究を行う。			○	○	○	○	○			
4. 地研との共同研究は必要としない。								○		
5. その他							○		○	
保健所区分	組合せに対する保健所の数									
県型	0	2	8	3	1	5	18	1	0	1
政令指定都市型	0	1	2	1	0	0	4	0	1	0
市区型（地研有）	0	0	0	1	0	1	12	0	0	0
市区型（地研無）	1	1	1	1	3	7	24	0	2	2
合計	1	4	11	6	4	13	58	1	3	3

表6、表7、表8

表6 地研以外の機関との共同調査研究の実施状況（平成13～15年度）

回答：110カ所

保健所区分 実施状況	県型	政令指定都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	合計
1. 実施した。	6	4	1	3	14
実施総件数（回答数）	無回答(3) 1件(2) 3件(1)	2件(1) 5件(1) 6件(2)	2件(1)	3件(1) 4件(1) 5件(1)	
2. 実施しなかった。	34	5	13	42	94
3. その他	1	0	0	1	2

記載事項

[県型]

1. 実施した。: 大学医学部との共同（高齢者の閉じこもり予防）
 3. その他 : 共同調査研究ではなかったが、衛生研究所の調査研究への協力をした。（テーマ簡易専用水道等貯水槽における維持管理と水質の関係調査）

[職員の技術研修]

表7 地研が主催する研修への参加状況（平成13～15年度）

回答：110カ所

保健所区分 参加の有無	県型	政令指定都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	合計
1. 参加した。	35	8	8	40	91
2. 参加していない。	3	1	4	5	13
3. その他	3	0	3	1	7

その他欄記載事項

[県型]①開催していない。②衛生研究所が実施する研究発表会（セミナー）に出席した。③当所に検査課なし。試験検査課のある保健所は研修に参加している。

[市区型（地研有）]①研修が開催されていない。（2件）②新規採用及び異動に伴う職員を対象に研修を依頼した。

[市区型（地研無）]①衛生研究所での委託研修に参加した。（2件）

表8 地研からの研修講師派遣の状況（平成13～15年度）

回答：110カ所

保健所区分 派遣状況	県型	政令指定都市型	市区型 (地研有)	市区型 (地研無)	合計
1. 受けた。	13	5	3	4	25
2. 受けていない。	28	4	9	41	82
3. その他	0	0	2	1	3

その他欄記載事項

[市区型（地研有）]①研修が開催されていない。②市の衛生研究所ではなく、県の衛生研究所の講師派遣を受けた。

[市区型（地研無）]①特別区検査技師会でお願いしている。

表 9-1、表 9-2

表9-1 地研で行って欲しい研修分野（複数回答可）

回答：105力所

保健所区分 希望研修分野	県型	政令指定都市型	市区型（地研有）	市区型 (地研無)	合計
1. 感染症関連	29	7	9	35	80
2. 食品関連	27	6	6	39	78
3. 生活衛生（環境衛生など）関連	16	6	2	20	44
4. 公衆衛生（疫学・生活習慣病対策など）関連	11	3	2	9	25
5. その他	6	0	0	9	15

表9-2 希望研修分野の組合せとその保健所の数

希望研修分野	希望研修分野の組合せ（○印：選択）																		
1 感染症関連	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
2 食品関連	○	○	○			○	○	○	○					○	○	○	○		
3 生活衛生 関連	○		○			○	○			○	○			○			○		
4 公衆衛生 関連			○		○	○		○				○				○		○	
5. その他						○	○	○		○					○			○	
保健所区分	組合せに対する保健所の数																		
県型	8	8	2	3	3	1	2	0	0	0	1	1	2	2	1	1	0	2	2
政令指定都市型	3	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
市区型（地研有）	0	2	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	0	1	0	0
市区型（地研無）	10	10	7	0	0	2	0	2	2	2	0	0	4	1	1	0	0	0	2
合計	21	20	10	9	7	3	2	2	2	2	1	1	9	6	2	1	1	2	4

表9-3

表9-3 感染症関連、具体的研修希望項目

[県型] (回答: 26力所)

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的な内容の記載された事項
検査の手技、方法	15	①新興、再興感染症関連（2件） ②ウイルス検査（HIV、ノロウィルス）関連（4件）
データ解析、精度管理	8	①パルスフィールド電気泳動のデータ解析 ②細菌同定の精度管理 ③日和見感染症や院内感染の解析
危機管理	1	
その他	7	①感染症発生動向調査の取り組み方 ②県内で発生したウイルス、細菌による事件について研究機関から行政機関への助言。 ③新感染症等の最新情報 ④望ましい検体の採取方法および保管・搬送時の注意事項 ⑤ノロウィルスなど感染症の特性

[政令指定都市型] (回答: 4力所)

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に内容の記載された事項
検査の手技、方法	3	新しい培地のコロニーの見分け方
データ解析、精度管理	3	
その他	1	新興感染症に関すること

[市区型(地研有)] (回答: 8力所)

研修希望項目	回答数 (延べ)	特に具体的な内容の記載された事項
検査の手技、方法	5	①PCR法、パルスフィールド電気泳法 ②感染症発生時の各種検査法の実際 ③鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱等の人獣共通感染症について
データ解析、精度管理	3	①地研でどんな検査が可能か。また各検査の意味、解釈の仕方 ②特殊な事例等の結果の見方 ③鳥インフルエンザ、ウエストナイル熱等の人獣共通感染症について
その他	1	防疫学的初動調査のノウハウ